

Title	東北農村に於ける自然経済の崩壊
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.8 (1935. 8) ,p.1181(115)- 1217(151)
JaLC DOI	10.14991/001.19350801-0115
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350801-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東北農村に於ける自然經濟の崩壊

小池 基之

純粹封建社會の物質的基礎は小規模自營農民によつて營まれる自然經濟的農業と、之と結合せしめられた農村自給的手工業に置かれる。従つて封建社會の維持・存続はこれ等自給的農業の維持・存続にあり、寛永二十年の土地永代賣買禁令を初め、寛文十三年或は正徳三年等の土地分割制限(註一)乃至は居住・移轉・職業轉換の自由制限等は、その具體的なあらはれであつた。これ等の諸法令は、幾多の田畑賣渡證文の殘存に見られる如く、たとへそれが常に必ずしも勵行されたものでなかつたにもせよ、これ等によつて生ずる土地兼併防止、農民耕作地の零細化・小作人化・奉公人化の防止によつて、封建的貢租關係の崩壊を抑止せんとしてゐるところにその根據が求められる。

(註一) 寛文十三年六月「名主、百姓、各田畑持候大積、名主二十石以上、百姓拾石以上、夫より内持候者ものは、石高猥に分申間敷」(『日本財政經濟史料』第二卷九三八頁)

正徳三年七月、田分割制限を高拾石、地面一町とす、尙「残り高も此定より少し残すべからず、然る上は貳拾石地面貳町より少き田畑持之、子供を始諸親類之内へ田畑配分不相成候」(同上二〇〇二頁)

これ等の封建制維持の爲の諸制限は單に幕領のみならず、諸藩に於ても同様で、農民の流亡、土地兼併を防止する爲めに、或ひは土地の分給政策を行ひ、或ひは土地の割替制度を敷いてゐる。當面の對象である東北地方に於ても、

東北農村に於ける自然經濟の崩壊

仙臺藩に於て、享保十三年頃、農家一戸當りの所有田畑を制限して五貫文以内とし、特殊の場合を除く外、百姓一人前持高五貫文以上の持添を禁止せる所謂五貫文制度は特に著名であり、(註一) 又從來知られてゐる地割制度としては二本松藩、笠間藩、三春藩、白河藩及棚倉藩等、福島縣中通地方に行はれたものが挙げられ、(註二) 又土地分給制度については會津藩が挙げられる。(註三) 勿論かゝる諸制度・諸制限は各藩各地方に於て夫々異なり、その強弱も決して一樣ではなかつたにしても、一般に一農家當り一家族の労働を單純に再生産し得る程度の土地を分割し、殊に貢租割付の大なる場合には、地主に小作料を生ぜしめる餘地の存しなかつた程に、封建社會に於ては一般に土地所有の集中・兼併の要因は欠除してゐたやうに思はれる。そして、これが純粹封建社會の存続維持の根據であつたのである。勿論舊藩時代に於ても大地主は存在し、又土地所有の集中、新地主の發生も見られるものではあるが、大地主の土地集中が特に決定的に行はれたのは明治初年より二十年にかけて、即ち封建的土地領有の妥協的解消形態としての地主的土地所有が地租改正を基調として定着化せしめられた過程に於てであると云ふことが出來やう。(註四)

(註一) 野村岩夫「仙臺藩農業史研究」二一六頁以下參照。(尙「其村高を稱するに單に貫高を用ふるの慣例にして當初之を定むるや純ら地味の沃否に由る、故に其高同じと雖も地積は則廣狹一ならず、其例を擧ぐれば、上々田は五反八畝廿五歩を以て壹貫文に當て、下々田は壹町貳反五畝歩を以て壹貫文に當つ、而て之等を平均すれば壹貫文八反三畝歩に當る、其三畝以下を切り捨て壹貫文八反歩並の唱あり」仙臺藩租稅要略」近世地方經濟史料」第四卷、所收、一四一―一五頁)。(註二) 「二本松藩史」、小野武夫「舊二本松藩に於ける定期土地割換制度」(土地經濟史考證」所收)、「安積郡誌抄」、『田村郡郷土誌』(八五―七頁)、『福島縣第四次勸業諮問會日誌』(四二頁)、『庄司吉之助、笠間藩に於ける地割制』(歷史科學第四卷六號一一九―一二〇頁)等參照。

(註三) 「十ヶ年以前奥州會津領のものに承りしは、彼領分も近來福民貧民悉く偏り、其内貧民多く出來て、既に、潰百姓共餘多出來り行勢なるに依て、領主にて改革を行ひ、富民の所持せし田畑を取上、貧民に割與へ、村別に無甲乙やう貧福平均したると云」云々(「世事見聞録」文化十三年「近世社會經濟叢書」第一卷八五頁)。

(註四) 例へば明治十年代に於て決定的に土地を兼併集中し、東北第二の大地主となつたと云はれる齋藤善右衛門はその遺稿「地所管理心得書」(明治二十五年三月)に於て次の如く述べてゐる。

「元我宮城縣が仙臺藩制ノ時一農家ノ所持高五貫文ヲ以テ制限シ、專ラ土地兼併ノ風ヲ嚴禁セリ。富豪家ハ又藩制ノ稅法苛酷ナルヲ以テ、偶々土地ヲ所有セントスルモ小作人ヨリ徵收スル小作料ヲ以テ貢租及郡村稅ヲ償フニ尙足ラザルガ如キ有様ニ付、一家ノ勞力ヲ以テ耕耘ニ能フ丈ノ土地ヲ所有スルニ止リ、當今ノ謂ハユル大地主ナルモノナク、又從ツテ當今ノ小作人ナルモノナク、當時ハ藩主ガ即チ大地主ニシテ、農家ガ悉ク其小作人タルモノニ外ナラズ。尙ホ貢租ノ苛酷ナル中奥地方ノ如キ高壹貫文即チ田八反歩許ヲ所有シ貢米其他郡ノ諸價金ヲ計算スル時ハ、殆ド米拾石内外ヲ支拂ヒタリト云フ。尙當今ノ小作割合ヨリ高キ事殆ソド一倍スルモノアリ。以テ苛稅ヲ證スベシ。

明治八年ノ交ヨリ地租改正金納ノ法實施サル、ニ至リタリト雖モ、當時尙穀物ノ價安キヲ以テ、明治十一年頃迄土地ニ利益少ク、明治十一年後同十五年迄ノ間穀物ノ價常ニ貴キヲ以テ利益多キ爲メ、土地ノ信用俄ニ膨脹シ從來土地ヲ蛇蝎シタル華士族商家ニ至ル迄土地ヲ買收シ競フテ之ニ放資スルニ至リタルヲ以テ、始メテ大地主ナルモノ發生セリ。然ルニ幣制改革ノ變動ノ結果、明治十六年ヨリ俄然米價暴落シ(壹石拾圓已上ニ達シタル米價三圓内外ナル)爲メニ農家倒産スルモノ多ク、曾テ負債ノ擔保トナリ居タル土地ハ悉ク資産家ノ手ニ注入スルコトトナリタリ、：：：明治二十二年後ハ米價騰貴ノ傾キアルヲ以テ、：：：再度土地ヲ所有セントスルモノ各地ニ勃興シ、或ハ數郡數十箇村ニ跨リ所有スルモノ發生スルニ至レリ(「齋藤善右衛門翁傳」昭和三年刊一五三―一五頁)。

二

自然經濟に對應するものは生産物地代である。生産物地代形態は生産力の未發達の構造的基礎に照應し、又それを一般的前提としてのみ自然經濟は可能なのである。従つて幕藩制の下に於ての米作の壓倒的地位は米作を一樣に全國的に固定化すると共に、その固定化の故に「土地の分化」、「土地の自然的生産物の多様性」を排除して、農業生産の分化・發達を阻止したのであるが、又かゝる米作基調に基く貢租の米納こそ基本的な地代形態をなすものであつた。これ等の封建的農業生産關係の分解過程を促進せしめる契機となつたものは、農業生産力の發展に基いての商品・貨幣經濟の發展、及びその農村への侵蝕である。この過程を通じて農民の生活内容が複雑となり、又原始的な農民家内工業が消滅して行くに従つて、農民の貨幣欲求は増大し、農民の貨幣欲求の増大と共に、封建的權力者、封建諸侯の貨幣欲求も發展し増大する。こゝに現物年貢より貨幣貢租に移り變る必然性が見られると共に、益、その貢租を増大せしめんとする努力を生じ、この結果は農民の貨幣欲求を益々大ならしめるに至るのである。

元來封建的農業に於ける收取の特徴は、直接生産者の生活資料を生活最低限に迄收取することにあるのであるが、斯く收取せられた農奴制的生産物が領主制を通じて商品市場と接觸結合するに及んで、一方、廻米に適する米質選擇・調整・容量・俵裝等の精選・統一が嚴重に行はれると共に、藩財政の貨幣欲求が強くなるにつれて、米の未進部分を補ひ、又は米質の商品化に不適當な場合等には所謂石代納が行はれた。例へば米澤藩に於ては「一種代」と稱し、「耕田ナキカ或ハ土地劣悪ニシテ農民貧窮ナル地方」には全部金納を許し、又半石半代の法があつて「萬二附益物成」を賦課せられた年貢は、米十石に付銀五十二匁七分、又は米六斗に付て永樂錢百文の割合で、半分を米納、半分を金納とした。(註一) 仙臺藩に於ける半石半代五百文米の制によれば、高壹貫文米拾石に換ふるに「其半額は米

五石正納殘五石は高拾石に付永七百五拾文つゝの割を以て代納す、而して正納の分は本米壹石に付口米三升欠米四升つゝ、代納の分は永壹貫文に付口欠米九文七分つゝ正納へ籠めて收納せられ、(三百文米も亦之に準ず)、(註二) 同様に會津地方に於ては蒲生氏の封ぜられる以前は田畑の收穫を永樂錢に積り、田畑の段別毎に永高を附し、其の貫數を合せて一村の高に用ひ、永盛・永別等の名を以て呼ばれてゐたが、(註三) 蒲生氏會津を治むるや米、永錢を等分に納めしめ、永盛は前代の法を襲用し、租米は永錢百文に付七斗の割合を以て治めしめた。更に保科正之の會津を領するに及び、慶安元年より領内の檢地を施行すると共に、田畑租即ち取の内半額は米納、半額は金納とし、金一分に付米八斗の割合を以て貢納せしめたが、萬治三年、寛文元年の兩年金納七斗代にしたことあり、元祿二年に至りて田租は米納となつたが、新田取は従前の如く半額は米納半額は八斗に付一分の割にて金納と定められ、畑租は六斗に付一分の割で金納となつた。(註四) 又伊達郡の内にも「一種代」と云ひ田畑の取米全部を七石替の定石代で金納する所があり、信夫、宇多、伊達の諸郡には田畑取米の半分を米納、半分を定石代を以て代納する習慣がある。

(註一) 齋藤圭助「上杉鷹山公ノ農政」(經濟學農政學研究叢書第四冊)二二二頁。「萬二附益物成」は萬治二年藩政の窮乏を補はんが爲めに上中田に對して賦課せられたもので、従つてその税率も一定したものではなかつた。(賦課の餘裕のないものは之を免ぜられた)。半石半代の換算率は蒲生時代に於ては五斗百文の定めであつたのが、其後六石一兩に換算されるに至つたのである。然し物價の變動と共に輕税となるに至つた爲め、上杉氏封ぜられるに及んで種々の地租附帶又は雜税を賦課して之を補はんとしてゐる。明曆元年にはその不足分を補ふ爲めに新に「明元懸銀」が賦課せられた。

(註二) 「仙臺藩租稅要略」前掲、五八頁。

東北農村に於ける自然經濟の崩壊

(註三) 「福島縣耶麻郡誌」二七一頁参照。

大體に於て秀吉の檢地以前は土地の表現法として東國は貫高、北國は疋高を用ひ、西國は段別が用ひられてゐたのであるが、それも決して一定せず、同一場所でも同時に貫高と石高とを併用せる例もある。一般に田は石高で、畠は貫高で表はすことが普通であつた。(高柳光壽「豊臣秀吉の檢地」岩波講座日本歴史所収) 二一九頁。

(註四) 前掲「福島縣耶麻郡誌」二七二―三頁参照。

以上の外同様に四分一、五分一、八分一等の「安石代」納等の形態を擧げることが出来るが、特に特徴的なものは、夫役の残存と、その金納化への形態變化である。殊に東北地方に於ては莊園的要素の残存が強く、土豪的勢力が種々の限度に於て、郷土、地頭的地主として本來の封建的土地領有關係の間に介在残存してゐる結果、夫役、農奴的筋後の廣汎な残存が見られ、殊にかゝる筋後關係が小作制度に於て再生産せしめられてゐること屢、云はれる如くである。これ等夫役の残存は生産物年貢への形態變が決して正常なる發展段階でないことを意味するものであると共に、一方では尙賦役として年貢のうちに組み入れられ、或ひは地頭の給人への編成替の過程に於て給人肝煎等に對する小役銀に變形しつゝ(註一)、夫役の「使ひ残り」を米或ひは貨幣を以て徵收する「夫米」「夫錢」等の形態變化によつて、増大する領主の貨幣欲求の充足に向けられる。(註一)

(註一) 「青森縣史」第四卷二〇九頁。

(註二) 仙臺藩では夫役に正役と加役とあり、正役は「高壹貫文に付人足十人水六人御雇四人都合廿人可被差出」事と定められ、加役(遺捨人足)は「御郡により不同」であつた。御藏入高給人前等に課した分は事故を申立て、一人代五十文宛を收めて出役に換ふることが出来、又遺残りある時も一人に付五十文宛代金を以て徵收するを法とした。(仙臺藩租

税要略「前掲一六〇頁)又四色小役、七色小役等が賦課せられてゐるが、何れも代金を以て徵收し、外に犬扶持、八百屋代、百貫夫等がある。(同上八八頁)米澤藩に於ては高夫錢、開夫錢、入木代、入木足錢、開入木代等の夫錢が賦課されてゐる。又秋田藩に於ける小役銀については「御金藏御定法書」(秋田叢書第十一卷所収)四一三頁参照。

元々石代納は、米作基調の線に沿ふての生産物貢租徵收に對して、畑に於ける生産物貢租そのものを低位に置くと共に、畑に於ける稻作の不可能から、畑作物を米納又は金納に代へて上納するといふ關係に表はれる。(註一)かゝる傾向は本田畑以外に於ける桑・楮・茶・漆・紅花・藍等の栽培に對する小物成の賦課に於て、特に強く表はれてゐる。而もこれ等は本田畑に對して「輕租」であるのみならず、特徴的なことは、多くの場合、石代納としての永納であつたことである。

(註一) 勿論畑方を畑作物、大豆・綿等で納める例も存する。例へば高田領濱尾村の例(天保九年)によれば本田高千貳百參拾四石八斗六升一合、新田高七石六斗壹升貳合に對して、取米五百六拾四石四斗五升九合、口米參拾參石八斗六升八合、合せて五百九拾八石參斗貳升七合、之を半石半代にして、

一、貳百五拾九石壹斗六升三合五勺

米方

内 壹石八斗壹升八合五勺

大豆代米引

貳石四斗七升

綿代米引

殘米貳百九拾四石八斗七升五合

右別俵

米五石九斗四升七合

御藏番給

米壹斗九合

東北農村に於ける自然經濟の崩壊 一一一 (一一八七)

東北農村に於ける自然經濟の崩壊

1111 (1188)

米五斗六升九合

丈 米

合參百壹石五斗

内

拾六石八斗九升九合

才覺告納金拾五兩差上御引宛米引

殘米貳百八拾四石六斗壹合

此缺米參拾石壹斗六升七合七勺

參百拾四石七斗六升八合七勺

一、大豆參石六斗三升七合

納大豆

一、同 七升三合

別 俵

大豆合三石七斗一升

此缺米參斗壹升五合四勺

一、同 七升三合

納 稗

此缺米壹石五斗八升八合

一、貳百九拾九石壹斗六升參合五勺

金 方

此金九拾七兩壹分と丁錢五百拾四文

これに夫金、餘内金其他を加へて

金合百參拾壹兩と丁錢貳拾貳貫七百八拾八文

が上納せられた。(岩瀬郡誌一二八—三二頁)

三

以上の如き關係の下に於ては、一方封建的貢租收取面の擴大を意味する新田開發が積極的に獎勵・助成され、殊に徳川中期以降幕藩財政の窮乏につれて、「殖産興業」と結びいて一層促進せられる傾向を持つに至ると共に、他方既に徳川封建制の初期、慶長、元和の交に於て保護獎勵の形をとつて、本田畑以外に於ける畑作物面に於て、農産物の多様化・分化があらはれてゐる。この保護獎勵は二様の意義を有する。即ち、(一)米作基調・生産物地代徴收に對する石代納雜稅の獲得と、(二)田租徴收の強化に對する農民の生計補充。この部分の農業生産は初めから商品生産を對象としてゐたのであり、商品化は貢租の金納化を豫想すると共に、貢租の金納化は商品化の行はれてゐることを前提とする。従つて商品・貨幣經濟の要請は、先づ石代納の線に沿ふて商品化的農作物の栽培獎勵を必然ならしめた。又同時に「小物成」等を課することによつて、封建的徴收關係の維持を可能ならしめると共に、中期以降藩財政の窮乏化に伴つて農民生計を維持し、従つて封建社會の基礎を維持する爲めに明和・安永以降の桑樹栽植に對する積極的保護、家中藩士の救済を目的とした絹織業の移植、保護獎勵が行はれたが、一方農民に對する徴收の強化は逃散・脱落・間引の流行、一揆等の消極的或ひは積極的反抗と、豊凶に拘はらず貢租未進の續出に伴ふ本田耕作の停滯性に對して、封建的貢租の制約の比較的少い、稻作以外の生産物へと歪められた發展が行はれるに至つた。(註1)

(註1) この結果桑園の禁止と本田耕作の強行といふ矛盾を見るに至つてゐる。近年は別而蠶澤山に相聞え候宜しき儀に有之候共農業仕付最中の節の事に候得ば植付時節後に田方手入れも不行届、自ら等閑に相成候様相聞え；御田地の儀は大切の事に候へば心得も有之、然る上は随分無油斷仕付不障様可致候、且近年は田方を桑畑に致候様も相聞え候得共、蠶も

東北農村に於ける自然經濟の崩壊

1111

(1188)

増長の事に被存候第一の御田地産末に致し荒地に相成候村方も有之候。其分限に應じ奉可致候。(福島)又慶應三年福島御觸れ「近年養蠶方を専らに改め新穀の畑へ桑を植付或は田方を桑畑に直し候類も有之哉の由甚不宜事にて、右等は是迄桑植候畑も可相成丈雜穀畑田方等に直し可申候、向後は新規に桑植付の儀致間敷候、若し無據分は名主の差圖を可受候事」。庄司吉之助、「伊達信夫蠶絲業發達史序論」(歴史科學第四卷第四號所載)一三五頁。

四

文化十一年刊行の「蠶飼絹飾大成」には養蠶地として次の十六ヶ國が擧げられてゐる。(註一)

東山道八ヶ國 近江美濃飛驒信濃上野下野陸奥出羽

東海道二ヶ國 武藏甲斐

山陰道三ヶ國 丹波丹後但馬

北陸道三ヶ國 若狹越前加賀

即ち東北地方は早くより養蠶業が發達してゐたのであるが、特に信達兩郡に於ては、既に上杉氏の領地であつた慶長三年の頃から著しい發展を示してゐた。上杉氏封を受くるや専ら新田畑開發、殖産事業に意を用ひ、激しい貢租收取の爲めに缺落せる百姓を呼戻すと共に、「鉾かま等總て耕作の道具相渡し、種物等米澤より申下し相渡し、鉾先次第に田地開爲、桑、楮等田地に不罷成候場所は漆、柿等を爲植、原荒之所は見立次第新田開發」させたので、享保九年の調に従へば「福島綿越前に似寄り色白しと雖も粘り薄し福島絹は上州絹に同じ」とある。然し元文寛保の頃はまだ隆盛を見るに至らなかつたものゝ如く、塚田某の「養蠶秘書」の述ぶる所に據れば「此頃伊達郡にて五百枚の蠶種を製する」もの稀であつた。(註二)しかし延享年間には陸前本吉郡に販出せられ、又明和年中蠶種本場の

稱を得てより奥州本場蠶種の名聲益々高く、養蠶業は養蠶業から分離して專業化すると共に、その販路は甲斐・信濃・上野・下野・相模・武藏・近江・丹波・丹後・但馬・越前・越後・陸前・陸中・磐城・羽前・羽後の諸國に及んだ。(註三)一般に東北地方の養蠶業は各藩に於て独自の發展をましてゐるものもあるが、伊達信夫地方をその源泉とし、桑樹の移植・蠶種の輸入・技術の傳習等によつて著しい發展を見るに至つてゐるものが多い。

(註一)「近世社會經濟叢書」第八卷四六頁。

(註二)「福島縣石城郡誌」三九八頁。

(註三)「藤本實也」日本蠶絲業史總論(「日本蠶絲業史」第一卷)一五一頁。

又漆樹について見るも、會津若松地方は古くから漆器・蠟燭等の産地として知られてゐるが、他國の商人の入り込むを禁じ、或ひは猥りに伐採するを許さず、等の保護を加へてゐる。(註二)例へば元和二年の達には

他所よりあきなひうるし入ひ儀堅御停止ゆ國々相留ゆへ共若町中に漆賣かひ有之者宿共に可被行曲事之間可成其意者也。

元和二年丙辰十一月廿九日

町野長門守

稻田數馬助

とあり、又元和八年十月の掟には次の如く定められてゐる。

掟

一、御年貢蠟うるし大買蠟小買蠟皆濟不仕以前に商賣かたく御停止ゆかいさい仕外之蠟はうりぬし合點の上相

東北農村に於ける自然經濟の崩壊

場相究公儀へ可被召上り條少の分成共わきくにてうりかひ仕は、曲事たるべき事

一、蠟手として代物請取おきいは、有様に可申上り代物 公儀より有御返辨被成その蠟は可被召上事
一、らふるるしにませ物仕は、曲事之段被仰付之事

右條々堅可相守在々所々御横目被仰付條可存其旨者也仍如件

元和八年十月廿五日

外池信濃守
福西吉左衛門
本山豊前守
稻田數馬助

慶長四年初めて調査した所によれば、會津四郡の漆樹十九萬八千六百二十四本であつて、これに對し目通し四尺回りの漆樹一本より木實一升五合宛上納せしめた。同六年に至り漆役は年貢蠟二十一匁と改められたが、更に寛永六年に至り漆汁を上納せしめられた。(漆樹高さ一丈より漆液一匁の定め)。十六年の調査によれば此の役木二十萬三千九百九本、廿年には二十六萬二百四十八本、上納漆液二千六百十二盃四合八匁、同じく上納すべき蠟一本四十三匁(年貢蠟八匁、大買蠟廿一匁、小買蠟十四匁)の割で一萬二千二百三十三貫六百九十匁であつた。一般に蠟漆は私賣を許さず藩にて買上げ、年貢を差引いて差額を被下金として交付されたものゝ如くである。(註一)
(註一) 池内儀八「會津史」上卷一八頁以下。
(註二) 例へば陸奥國大沼郡永井野村の例

蠟漆勘定目録

漆木三拾貳本

一 永貳百貳拾九文三分

不足代

此蠟壹貫三百七拾六匁

一 蠟七百參拾貳匁七分

口 蠟

一 永六拾四文

不足代

此漆三合貳匁

合 蠟七百三拾貳匁七分

金壹分永四拾三文三分

右渡方

永拾六文八分

大買

永三拾貳文

小買

金四兩永百六拾三文

下々蠟御買上

此蠟三拾六貫六百三拾四匁三分

差 引

金三兩三分永百六拾八文五分 被下金

右者去去年蠟漆書面之通勘定相濟候ニ付小手形引替一紙目録遺之者也

寶曆六年子十月

江川太郎左衛門

東北農村に於ける自然經濟の崩壊

今會津四郡に於ける漆樹栽培の増加を示せば次の如くである。

承應二年 九〇四、〇〇〇餘
正徳元年 一、五八五、二一〇
寛保二年 一、八〇九、七二六

仙臺藩に於ては藩祖伊達政宗の時代より養蠶植桑等に意を用ひ、元和六年九月の制札に(註一)

- 一、漆木一人に付十五本つゝ毎年植可申事但根刈無油斷可仕事
 - 一、桑の木植え養蠶可仕但御役被仰付間敷事(申略)
 - 一、桑楮漆下々奉公人知行内へも植可申其外兼て被仰付通之竹木植不申者には爲料代人足二十日つゝ召仕はるへくい 附むさと伐取り者於有之爲料錢小判一兩可被召上事
- 右條々相背者於有之堅曲事に可被仰付者也、仍如件

元和六年九月初日

家老連署

とあつて、課税を免除して栽桑、植漆等を積極的に奨励した。殊に第四世綱村、貞享三年出入司の下に御蠶事係の職を新設してより益々普及し、享保年間には岩出領、明和・安永の頃には登米入谷地方に、其他領内各地に於ける保奨護勵が見られるが、當時の蠶桑業は主として下級武士階級保護を目的として奨励され、従つて之に従事するのは主として下級武士階級であり、その生絲の如きも主として自家用に充てられた。(註二) 然し正徳年間藩廳が京都より織物師を召して機業を創始して以來、養蠶業は急速な發展を見るに至り、志津川入谷其他の地方の蠶絲改良を計ると共に、寛永頃に至つては、生絲に等級を附し、奥仙の名を以て顯はれた本吉、登米、氣仙の各郡より産する生絲は「登せ絲」として西陣に、又伊具、亙理の各地方より産する生絲は南絲と稱し、伊達地方へ輸出されるに至つた。

(註一) 大日本古文書、伊達家文書卷二。

(註二) 「蠶絲業に従事する者は主として士で商家にても之に従ふものありしが甚稀なりとす、農家は絶対に之を見ず」(黒川郡誌、傍點筆者)、又仙臺平も藩士の内職として行はれた。

米澤藩に於て養蠶業がやゝ形を整ふるに至つたのは同じく慶長の頃であると思はれるが、特に養蠶業に確たる地歩を占めるやうになつたと云はれ得るのは、明和・安永以降、財政の窮乏に際して、節儉令を強行すると共に勸農策の一翼として、奉行職竹股當綱の建言を容れて桑・楮・漆等の栽植を奨励したことによるものであらう。彼は「上財政ノ困難ヲ致シ下貧困ニ苦シム」時國ヲ富マン領民ノ貧窮ヲ救フハ養蠶ニ如クハナシ」と考へ、然かも養蠶は婦女子の勞力を以て行ふことが出来るから農家餘剩勞働を之に充て得ると共に、他方之によつて下級藩士の救済をも企てたのであつた。けれ共、從來、飼育に要した桑は之を他藩(主として最上地方)にその供給を仰いでゐたのである。このことは當然「此地に桑を植うることのなきは何ぞや此故に蠶を養ふとき近國最上などより多分に桑を買ふとめ候何の事に候や」、宜しく國內に桑を栽培して其の輸入を防止すべしとの要求となつてあらはれ、郷村出役に命じて荒蕪地の開墾につとめしめると共に、桑樹の栽培をなさしめ、又同時に青苧・漆・紅花・藍等の栽植を奨励した。(註一) 殊に主力を注いだのは桑並びに漆であつて、(註二) 安永元年には郷村漆樹植立役をして専ら之れが栽植を司らしめた。

(註一) 池田成章「鷹山公世紀」八三頁。

東北農村に於ける自然經濟の崩壊

(註二) 青学は毎年奈良・越後小千谷等に輸出するもの多額を占めてゐたが、此頃小千谷口から職工數人を雇ひ機業を起さんと試みてゐた。

又漆は上杉綱勝の代明暦元年郡中の漆木を計算し二十六萬三千三百十三本を役木と定め、其木の實五千八百俵を公税としたが、元祿享保に至り四十九萬本餘に増加、その後衰微して安永元年には十九萬本餘を數ふるにすぎなかつた。

然しこれ等の微温的政策を以てしては充分にその效を擧ぐることは出来なかつた、即ち安永四年樹藝役場を設置し、漆方、桑方、楮方の三部に分ち、地方には地方掛役を置いてこれ等の増殖を計らしむると共に、翌五年には當綱の建議を容れて、新に國産役所を開き樹藝總裁の藩衙とし、漆・桑・楮各百萬本を栽植せしめた。(註一) これ等の苗木は仙臺、伊達、福島より購入し、荒地は勿論、諸士村民の宅地、寺院堂社の境内等にまで栽植せしめ、その物成は高價にて買上ぐる旨を以て奨勵した。

(註一) 「鷹山公世紀」一八八頁以下。

この計畫も「國用の乏しきより、止むを得ず」天明七年に至つて中絶するの止むなきに至つたが、又他方から見れば荏戸善政がその建議に「養蠶の事は農家第一の利にして民是を知ると雖も今に意の如く行はれざる仔細は養蠶は桑を以て本とする所桑苗を買ふ料培養する料等貧民の上々には容易に辨じ兼る故にて夫れ桑の生長する事大率三四年を経れば用を爲ぬ者にて唯目前の難澁に逐はれて其業を起し兼い事無是非次第にゆ」(註一)と述べて栽植不振の原因の一斑をこゝに求めてゐるのを見るべきである。しかもそれにも拘はらず「依ては官府にて桑苗木を多く御買入ありて、願出次第是を被下且其數に依て桑畑開發料を御惠借錢利四年賦にして御取立有之時は一時に隆盛可仕」と建築をして保護誘掖に務めねばならなかつた。それ程封建體制の基礎は震撼されつゝあつたのである。

従つて寛政五年樹藝役局を復興すると共に、善政の建議を容れて蠶桑の業を再興し、封内の農民一人毎に桑苗五本宛を植えしめ、是等の苗木は藩より下付すべきものとなし、各代官所内に苗木場を設け、又各村肝煎の邸内にも苗木を培養せしめ、(註二) 寛永九年には家中一統に對して桑樹培植養蠶を奨勵してゐる。この間の諸事情は「鷹山公偉蹟録」によれば次の如く述べられてゐる。(註三)

「初め安永中専ら阜産の政を行ひしも、國用の乏しきより止むを得ず天明七年に至て中廢す、是に至つて富國安民の道は殖産の一術にありとし、再び國産の諸局を興す、就中蠶桑を以て物産民利の第一となし、荏戸六郎兵衛等心を此の業に留め、下民に桑苗を頒ち費用を與へ大に之を開行せんとす。而して國用窮乏の際、其資金支途なきに苦しみ衆議殆んど止まんとす、治憲執政に諭して曰く、凡そ事は速に成就せんと欲せば却て成就せざるものなり、小を積んで大をなし其の事を永續するを以て眞の成就と爲すべし、當今勝手向財用乏しく立續き方もなき折なれば尤も莫大の料を與ふる能はず、然れども民力窮乏する上なれば多少によらず上より貸與せざれば惜き國産の道廢すべし。我尙節儉を行ひ臺所仕切料四百兩の内五六十兩を減じ、之を年々支出して蠶業の手當となすべし、五六十兩は僅少なりと雖も十年二十年久しきを積まば必ず若干の蠶利を生ずべし、且つ上より斯くの如き手當を下附すると聞かば其聲に應じて有餘の民は自進で桑を植え地を開く志に趣くべしと、執政等之に服し乃ち郡村に命じて桑苗を作らせ、年々五十兩に五十貫文を以て苗木を買上げ之を四民の請に應じて下附し桑園開發料として三貫文づつ惠貸あり、又居城の内庭及餐霞館に於て蠶を養ひ、以て蠶業の重きを示し、伊達、福島等より養蠶に精しき者數人を召聘して國中に教へしめ、其養方栽桑方等を集めて一卷となし「養蠶手引」と名付けて板行し之を國中に頒與す」。

(註一) 「上杉鷹山公ノ農政」一七九頁。

東北農村に於ける自然經濟の崩壊

(註二) 「鷹山公世紀」五二七頁。佐野瑛「大日本蠶史」一四三頁。

(註三) 藤本實也「日大蠶絲業史總論」一五五頁參照。

そして寛永三年京都より機工を聘して長機杼の技術を傳習せしめ、所謂家中工業として藩士の窮乏救済の爲め「米澤織」を見るに至つたが、これ等養蠶業の發達の拍車的要因をなすものであつた。

幕藩制下に於て蠶業地として特に喧傳されたのは以上の諸藩であつたが、その他の諸藩に於ても、これ等諸地方に於ける蠶絲業の發展に刺戟されること大であつた。即ち秋田藩の養蠶業は米澤、又は伊達地方からの移植に俟つものであつて、その端緒は明和、安永の交藩士金大之進が、隣藩米澤藩に於ける殖産事業の振興及びその治績の顯著なるを見て之を自藩にも及ぼさんとしたことに求められる。當時奥州伊達郡の人石川瀧右衛門秋田城下石川村にあつて郷村を巡遊し蠶業勸誘を試み、繭絲を購求して製絲織絹の業を創め斯業の奨励に務めつゝあつたが、天明四年居を久保田城下五丁目川反町に移し、近郷に遊説して育蠶、繰絲、機織を勸むる傍ら、自ら繭絲買取を業とした。寛政四年産物方が設置せられるに及び、彼を擧げて産物支配人に任じたので、以後秋田藩の國産政策は彼に出る所多しと云はれてゐる。(註一) 又享和元年雄勝郡川連村肝煎關喜内なるもの、民衆の貧困を憂へ、藩廳に請して荒蕪の地を開墾すると共に、杉・松・漆・桑等の栽植を計り、又自己の栽培せる苗木を藩廳に寄進し、或ひは藩内の農民に頒布した。(文化六年以降、百三十餘萬本に達す)。

(註一) 秋田縣史第六册三九八頁。

一方藩廳に於ても、これ等の人々の建築に基いて文化三年、伊達より蠶業に熟達せるものを招いて傳習せしめ、文政八年養蠶所を創設し、指導者を下野郡賀那郡賀社に求めた所、該社は常陸國眞壁郡關本村西村某を派したので、藩

主は之に二人扶持金拾兩を與へて五年間結城流の法を傳へしめた。又同年勘定奉行金易右衛門の献策(註一)により秋田郡川尻村に蠶室を設け蠶種の製造を初めると共に、桑苗栽培、蠶兒飼育、生絲、蠶種製造法を考究せしめた。(註二)

(註一) 金易右衛門の献策は關喜内の意見に依るものが多い。「秋田縣史」第六册、四〇一頁參看。

(註二) 寛政・文政の頃は桑苗は尙多く山形より送られたが、枯損甚しく、爲めに桑樹栽培の途に堪能な植木四郎兵衛(米澤藩)を聘し赤木種の桑園を川尻村に設けて苗木の繁殖をはかつた。(同書四三二頁)

特に文化十一年石川瀧右衛門の献策に基いて新に絹方役所を作り、畝織・黄八丈等の織物奨励に努めて以來、その質織が農家へ副業として入り込むと共に、養蠶業もそれに伴つて發展し、山本、仙北、平鹿、雄勝の諸郡に亘りその普及を見た。尤もこの發達は天保年間の凶歉と藩政方針の動搖により一時頓挫を見たが、川尻村の蠶種製造は天保中廢後も復興を企て諸郡の農民も之に應じて栽桑飼蠶を事としたので、開港を契機として蠶種生産高は急増を見るに至つた。(註一)

(註一) 明治六年羽後蠶卵紙生産額は七千九百枚に達してゐる。尙秋田縣蠶種製造については明治十年第一回内國勸業博覽會審査報告參照。

又南部藩に於ける養蠶業の發達を見るに寛保三年七月養蠶奨励の爲めに次の如き命を領内へ出してゐる。(註一)

「當年御下向の節御道中にてこだね(蠶種)御求め御持參かひこ被仰付御覽被成ゆ所殊の外宜しく思召ゆ依て御家中大小の者并に在町下々迄も澤山にこかひ致しゆへかしと思召ゆ妻女共絹紬或は綿に致しゆはゞ銘々の助けにも相成可申と思召ゆ右勵の儀は女の業にゆ間隨分心を掛けゆ様にと思召ゆ自分心付きゆてもこだね才覺成兼ねゆものへは縱令他領より御取寄被成ゆても可被下置ゆ。」

然し一般養蠶業の漸く普及するに至つたのは他藩と同様に明和安永の頃であつて、この頃から真綿の産地として知られると共に、文化文政年間に至つては所謂北絲と稱して福島商人の手を経て京都へ輸出せられるもの多額に上つた。文政五年九月の藩の達には次の如く見えてゐる。(註二)

一 蠶飼立の様去年四月在々々御沙汰被成置、右養蠶之儀強て在々に不_レ限、以來諸士共に養立の様心懸可_レ申、近年に至_レ納之儀は相應に出來_レ事故、他産不_レ相用_二地_一納相用他國えも賣出_レ様にて御國産にも相成_レ、絹之儀者織出方不足之所より他産相用_レ様相聞_レ間、是又納同様多織出_レは_レ銘々着用者勿論家産にも相成_レ得_レ御奉公之多足にも相成、且御國産にも相成可_レ申、此旨致_二勘辨_一貧福に不_レ拘銘々心掛養蠶可_レ致_レ、兼而鍛冶_二兵右衛門_一に被_二仰付_一蠶種伊達郡より爲_二御取寄置_一裏判相据爲_二相拂_一、代料之儀は來夏繭出來_レ迄貸付置_レ間、明年飼立_レ心懸之者は今明日兵右衛門に申遣諸請取養蠶可_レ致_レ

一 伊達郡より桑苗毎年右兵右衛門并紺屋町茂右衛門方に爲_二取寄置_一、居屋敷所持之者入用程右兩人之内より請取積立置、連年養蠶之助にも相成_レ様可_レ致_レ此旨最寄相達可_レ申_レ

右之通諸士町を申渡_レ様、御町奉行御目附へ申渡之趣在々へは御勘定所於て御代官へ申渡_レ之

勿論之は單に農民のみならず貧窮藩士救済の意も持つてゐた。(註三)

(註一) 菊地悟郎「南部史要」一八七頁。

(註二) 「南部藩林政梗概」(近世地方經濟史料)第二卷)七〇—七一頁。

(註三) 更に弘化元年二月養蠶を奨励し、諸士、寺院居屋敷の内差支なき場所を見立て、家一軒に桑十本以上植立つべき旨を命ず。(「南部史要」三一六頁)

又寶永三年八月には採漆税が定められ、寶曆四年四月には漆樹栽植が奨励されてゐる。(八戸藩)(青森縣史卷四、四一六、六三六頁)

五

以上我々は東北地方に於ける本田畑以外の生産の發展(主として養蠶及び漆樹栽植)の概略を見て來た。然かし幕藩制經濟の主體は屢々云はれる如く所謂「米遣經濟」であり、何れの藩に於てもその基調は水田に置かれ、従つてあらゆる方策は水田の擴張に向けられてゐる。(註一)水田可能なる土地は勿論、荒地・水田見込地へは先づ桑を植え、後水田・本畑に轉換された。然し山地乃至は河岸地には前述の如く桑・楮・柿・杼・茶・紅花等の栽培が奨励され、主力を注がれざるを得ない。元來米作基調の徳川幕府は煙草・桑・漆等の特用農産物に對して本畑耕作制限を加へてゐるが、一般に山地は開墾餘力に制限があり、殊に一種代・半石半代等に示されてゐる如く、本田耕作の困難な所では、勢ひ漆・桑其の他の栽培に趨かざるを得ないこと、並びに桑の土質が河岸土質に適すると共に、水田不能の河岸地に桑・楮等を植えることは川欠に對する護岸的役割をなしたのである。仙臺藩執政が毎回「這是祖君の遺法にして、且領内大小の河川あり、沿岸不毛の宏土に植るに桑樹に換ゆるものなし、之を禁止するに於ては、沿岸の百姓息ふに道なし」(註二)として、荒蕪地、山野の新開地、河川沿岸の水害地、其他御家中の屋敷廻、土手等に栽培を勧め、畑地に於ては畑作に支障なき所に栽植を許した事。並びに本吉、登米、氣仙、伊具、亘理等の各郡、阿武隈川を中心とする信達兩郡、會津四郡、山本、仙北、平鹿、雄勝の諸郡、米澤地方等に於ける桑園、漆樹の栽培はこの事實を語るものである。

(註一) 享保六年閏七月「永荒地引高立返之儀に付、御書付」のうち「永荒地引高之内、精に入候はば、立返可申事に候得共、

其地主計之力に而、起返候事難叶、幾年過候而も、打捨置候所、有之由、ケ様の分は、其村中、大小百姓、助合起立可申候。其村計に而も難成所は、遂吟味、御普請可申付候。猶、大造の家には候はば、歸府之節、可被相伺候。然るにおゐては、其地之御年貢、二三ヶ年或は四五ヶ年も差免、年數過候はゞ、地所相應之御年貢申付假様に可被致事、(徳川禁令考)第四巻、(二二四頁)。尚代官見立新田の場合、享保八年十一月、「惣而、御代官見立、相伺、開立候新田之分…は御取箇附候其年より、多少に不限、十分一、可被下儀に奉存候。外請負人え申付候而、開發爲仕候新田之分は、御物成、不残上納仕、其所之御代官え、十分一被下間敷儀に御座候、(同上二二六頁)等。

(註二)「加美郡誌」(傍點筆者)。野村岩夫、「仙臺藩農業史研究」一一二頁。

特に保護獎勵が強化されたのは徳川中期以降、藩財政の窮乏に伴ふ農民の貧困化が封建的基礎を危機に陥れつゝある過程に於てであつた。然し窮乏化せる農民(下級藩士をも含めて)の下に於ては、前掲荏戸善政の建議にあらはれた所によつても明らかである如く、單なる獎勵のみでは發展し得ない。即ち藩は農民への養蠶資金の貸付を以て、保護助成すると共に、多くは他方生産された生絲の消化の爲めに機業を企てゝゐる。(註一)これ等の機業は「仕賃制度」、「出し機制度」(米澤)等の賃織乃至はマニユファクチュア労働者として農家又は下級藩士の餘剩労働を吸収すると共に、養蠶業に對する國內需要は生絲として要求され、生絲が農民によつて商品生産として行はれた。(註二)それと共に農民は一方に於ては問屋制家内労働者として、他方に於ては養蠶労働者としての機會を持つに至る。(註三)問屋制はこれ等を通じて、商業資本として農家經濟へ喰ひ込むと共に、又一面この過程は農民の高利貸資本への隷屬の過程でもあつた。

(註一)前述の如く、米澤藩は寛永三年藩士救済の爲め米澤織を起し、秋田藩は文化十三年絹方役所を設けた。津輕藩に於

ては元祿三年先づ織座を起し、養蠶、桑樹栽植に心を注いだ、更に同十三年京都より養蠶・織物・製絲の指導者を招いて巡回指導を爲さしめ、翌十四年には紺屋町に織會所を建設した。織會所は又養蠶家が繭を持ち込むの條件として、蠶種は勿論、養蠶資金、米穀の貸付をなしたのである。(「日本蠶絲業史總論」一五四頁)。

(註二)明治初年に於ても製絲は主として各農家に於て專業又は副業として行はれた。「興業意見」中の左の記述。福島縣「該縣下第一」ノ物産タル生絲ノ現況ハ、二三ノ製絲所(二本松製絲會社、喜多方製絲會社、三春三盛社)及ヒ揚返シ所ヲ除クノ外、毎戸各自ノ製造ニシテ…(明治前期財政經濟史料集成第十九卷三三八頁)宮城縣「製絲ノ事業ハ洋式ノ器械ヲ以テ年々三百貫目餘ヲ産出セシムルモノ僅々一社、其他ハ各人各箇ニ自營ヲナスニ過キス」(同上三六九頁)岩手縣、岩手縣下ノ蠶業ハ從來會社又ハ組合ヲ設ケテ之ヲ行フ者ニ非ラス。各自居宅ニ於テ飼養シ、繭ヲ以テ賣ル者アリ。又絲ニ製シテ賣ル者アリ。(三九二頁)秋田縣「養蠶製絲ノ事業ハ該縣内一般ニ着手セリ。就中雄勝、平鹿ノ兩郡ハ製絲ノ産額最モ居大ナリ。然レトモ蠶絲製造者ハ從來組合會社ヲ設ケ團結規約ヲ爲スモノ稀ニシテ各自營業ヲナスノ慣行ナリ」(四二六頁)等々。

(註三)天明四年信達地方への養蠶日雇人の入込み一萬人を數へてゐる。(主として越後・最上地方より)。

これ等最初から商品化の意圖の下に生産された生絲は一は京都方面へ「登せ絲」として、他は自藩の機業に對する原料の供給に、市場を見出してゐる。

既に慶長七年支那絲輸入以來、國內需要の生絲に對する要求は、各藩の獎勵を商品生産としての養蠶、製絲業に向けしめ、(註一)従つて生絲の商品化は相當に早くから行はれた。殊に寛永年中輸入白絲の減少に伴ふ「和絲」の需要増加につれて、京都方面への「登せ絲」は激増した。

「和絲之義は寛永年中之比より、最初濃州江州より登始、其後明曆年中より追々諸國より相登問屋商賣仕ゆ」(永祿帳)(註二)

(註一) 幕藩制の下に於ける養蠶業は中期以降或る場合には蠶種業の專業化を見るに至つたが、(秋田・福島)、養蠶・製絲は未分化のまま、一體として發展したものと考へられる。

(註二) 「古事類苑」産業部第二卷六九頁。

然しながら生絲の商品生産としての著しい進出は、矢張り徳川中期以後の事に屬する。徳川中期以降の一般商品流通の侵蝕、都市の發達に伴ふ奢侈の増大、國內市場の發展は、その結果として必然的に絹織物・製絲・養蠶への需要を喚起し、一般農業の低い生産性と相俟つて、農家をして養蠶・製絲へと驅り立てたのである。「山形縣蠶絲業沿革史」は次の如く述べてゐる。

「寛政二年來生絲絹織物の輸出起りてより次第に隆盛に赴き甚大の利益を擧げ得たり、しかも粗悪なる生絲或は薄物等夏蠶の絹絲を混じりて領内絹織物の聲價を失墜せしめたることを恐れ嚴重に之を取締りたり、文政年間に於て上山藩主松平公蠶絲業の奨励に努めたる結果領内全般に亘り斯業頻りに發達し就中本庄に於ては他藩の企及し得ざる優秀なる蠶絲を産するに至れりと云ふ、降て弘化年間に至り南村山郡上山町最上屋、越後屋、清水屋の生絲商人之を京都に搬出し該地に於ては其の絲質頗る佳良なるを以て主として高級縮緬の原料となし大に名聲を博せりと云ふ。」

しかしその國內市場は上毛・桐生・西陣等極めて限られたものであつたが、就中西陣への「登せ絲」はこれ等輸出生絲の内でも主要部分を占めて居り、又西陣に於て需要せられる數量のうちでも奥州絲は可成の部分の占めてゐた

ものゝ如くである。(註一)

(註一) 「蠶飼絹篩大成」には次の如く述べられてゐる。「福島糸の産物は天下の央に過、例歳數千駄の糸京都へ登り、數千萬圓の代金爲替手形にて通達していさゝか滞ることなし」(「近世社會經濟叢書」卷八、一〇七頁)。

これ等は如何なる經路をとつて需要せられたか。「蠶飼絹篩大成」に従へば、「諸國より京都へ登る數千駄の絲荷を京絲問屋十八軒へ買受け、年々養蠶豐凶に隨ひ絲直段高下に準じ代銀仕切目録を以て荷主へ勘定致事也。右絲屋町八町の絲仲買へ買請、西陣數萬軒の織屋并に組物、絲商賣中へ賣捌事也。」(註一)又「西陣天狗筆記」には、其後(正徳三年以後)追々和絲諸國に送り出してより、絲仲買といふもの出來たり、絲中買の内にも分絲屋といふは唐絲の絲割符衆より買取る絲中買ゆえ、分絲仲間といふ。たゞ絲中買は後に出來たものなり。追々諸國に澤山に和絲造るゆへ、其後また絲賣宿屋出來たり。それがついに絲問屋といふものになりて、三十四軒が三十軒になり、最早や文政の頃は十一軒の絲問屋にて取締る。(註二)とあり、和絲の増加と共に和絲問屋が生じたが和絲は産出の國々に於て荷主があつて、これによつて買集められ、荷主より京都和絲問屋に輸送し、和絲問屋より更に絲仲買の手を経て西陣織屋並組絲屋等に販賣されたのである。

(註一) 「近世社會經濟叢書」第八卷九六頁。

(註二) 本庄榮次郎「西陣研究」昭和五年刊一八五頁所引。

各農村に於ける蠶種、生絲は市日に限つて取引された。(註一)その取引の方法は(信達地方の例)信達地方並にその他の町村にある「買繼店々へ京都諸々の商人より注文申來たり、則右店々より糴商人と唱へ手先の者町々市中へ差出し、商賣仕り、」或は「江州、丹州邊の商人者直買と號し、御當所へ入込み、」乃至は問屋仲買人等によつて行

はれたが、何れも個々の農家は自ら町場又は城下に搬出して、(出買の禁止)所謂繭買絲買商人に賣り渡した。(註二)又島屋、京屋、千切屋の飛脚機關があつて絲の運送に任じたが、何れも豪農商を以て組織せられ、單なる運輸機關のみならず、唯一の金融機關として活動したのであつた。(註三)

(註一) 信達地方に於ては蠶種、蠶絲の取引は六月十四日を以て市日とし、この日の取引は諸國の標準となつた。

(註二) 庄司吉之助、前掲一三八頁。

(註三) 「糸荷物引請糸代金何十萬兩にても糸問屋へ爲替し、糸荷物上方着送、道中運速に不拘、爲替利足金百兩に付凡二兩づつ荷主より取之、絲一箇掛目九貫目づつ馬四箇付、三十六貫目也、福島より京都まで駄賃凡そ金五兩づつ荷主より取之、荷造り賃：：絲問屋口錢金百兩に付一兩づつ荷主より取之」(蠶飼絲締)(同上所引)。

六

以上の桑樹栽植、養蠶、漆、其他紅花、藍、楮、煙草等、本田畑以外に於ける生産の分化はその何れもが意識的に商品生産を意圖したものであつたが、尙これ等の外農家の副業的手工業品、又は特定地方の農村に於ける特産物が他領輸出品の諸項目となつてゐる。殊に一方では重課せられる年貢の強收と、特に東北地方に強い衝擊を與へた飢饉の災害によつて、困窮の度を加へつゝあつた農家は駄賃、傳馬に雇はれて生計を補助し、或は、タバコ・楮・莫産・蕤・蓑・笠・或ハ紙・綿・紅花・カヒコ・布木綿、或は茶・酒・油・蠟燭・八百屋・魚・鹽ノ營ナミ、或ハ山林ノ炭・薪・曲ゲ物・指物・干物細工・或ハ織物・編物等町場ニ御座候へバ、煮賣人宿菓子、沓・草鞋ノ小商ヒ、種々ノ産業耕作中ニ取マゼ、相勵ミ相續「せざるを得ざるに至つた。(上書、寶曆四年)蘆東山は更に次の如く述べてゐる。「先年ハ商工ノ者一村幾人ト承リ傳候處、當時農作ノ本業年増不利ニテ、商工ハ日々ノ利益相見得候ユヘ、

皆以末業ニ奔リ候、百人ノ民ニ御座候へバ、農事ハ妻子ニ相任せ、其身ハ商工ノ渡世仕ル者凡ソ五十人モ可有之候、殘ル五十人ハ右ニ申上候種々ノ渡世ト、耕作ト相雜へ相續仕ルニテ候、其内一向農業ニ計片付候者ハ、一兩人モ無之候。」(註一)

(註一) 「蘆東山上書」二、(日本經濟大典第十一卷)四七六、四七七頁。

今當時の輸出品を見るに、當時にあつては他領へ出入する物貨に對しては役錢を徴收し、領内物貨の調節をはかつてゐたが、仙臺藩に於て他領出御役金を課せられたものには米、大豆、唐竹、割竹、笹、紙、布、餛飩(以上三品刈田郡白石産)藍、萩、蕨、繩、燈心、蘭草、五十集、魚粕、昆布、盆布、馬、等が挙げられ、(註一)又安永二年に定められた八戸藩海陸出入諸荷物役錢に挙げられた他領出御役御定目には大豆、小麥、精粟、小豆、大麥、かつき粟、蕎麥、染藍、眞綿、麻絲、煙草、酒、鹽、蠟、五十集、海産物(魚油、海藻類、煎海鼠、鮭、鱒、鯛、鱈、等)、其他(鐵類、紙、吳服、木綿、古手、帷子、藥種等)の品目が見え(註二)又「秋田沿革史大成」によれば天保六年乃至八年土崎能代兩港輸出品は、米、大小豆、麥、蕎麥、粟、荳油、荳粕、菜種、苺、芥子、味噌、醬油、干鰯、鱒、干鰯、硫黃、其の他である、就中米は殆んど唯一の沖出品であつて、輸出年額の九〇・七%は米及び雜穀によつて占められ、そのうち特に米は總額の八四・三%、十五萬三千五百八十九石(官私米共、一石三十五匁替で代銀五千三百七十五貫六百十五匁、金八萬九千五百九十三兩)に達してゐる。(註三)又南部藩が元治元年三月十六日京都で薩藩との間に「海軍訓練のため手船航海せしむべきにつき、諸入費補ひ旁々交易取組み相互の便宜を計らん」が爲めに取結んだ國產貿易勘定によれば、絹布、木綿、古着綿類、砂糖、藥品等の提供を受けて、大豆、昆布、硝石、銅等を供給すべきことを約してゐる。(註四)

(註一) 「仙臺藩租稅要略」前掲、一一八、一一九、一二八、一三四、一四〇、一四三頁以下等。

(註二) 「青森縣史」卷四、八五六―八五八頁。

(註三) 橋本宗彦編纂「秋田沿革史大成」下卷三六四頁以下。尙文化年度土崎港沖出米内譯は次の如くである。

土崎港沖出米

拾七萬三拾八石二斗七升

内 六萬千四百六十三石

秋田藩用米

一萬二千四百一十一石六斗

分家佐竹家用米

四千五百六十三石七斗

龜田藩用米

二千七十九石

米矢島藩用米

八萬九千五百二十石九斗七升

秋田領内商米(同上六〇六頁)

沖出米はこの兩港から江戸、大阪、松前等へ積出されたので陸路を通るものは殆んどなかつた。

(註四) 「昭瑤漫筆」南部史要「三六九頁。

これ等の物貨は何れも問屋制を通じて、或ひは藩による買占め資本を通じて商品化された。

例へば米は秋田藩に於けると等しく仙臺藩に於ても重要な輸出品であつたが、仙臺藩に於ける輸出米は所謂買米制度を通じて行はれた。特に買米が盛んに輸出せられる様になつたのは、寛永九年以降のことであると思はれるが、(註一)この年初めて江戸に仙臺米が輸送され、仙臺米は、江戸市中に各地から輸送される米の三分の二を占めて居たと云はれる。(註二)享保前後に於ける江戸廻米は藩用米、無役前金石、現金買米を含めて、凡そ二十萬石に達してゐる。(註三)

(註一) 買米は租米雜石と共に領内三十五の倉庫に貯藏され、機を見て俵裝を改造し、北上川本支流を中心に仙臺地方に於ける各河川を利用して石巻まで運送された。即ちその積出港は石巻であるが、石巻が主要輸出港となつたのは北上川開鑿の竣工した寛永三年、江戸への廻送が同九年である。(野村岩夫「仙臺藩農業史研究」二二―二六頁。)

(註二) 「諸家深秘録」に云、同年より奥州仙臺の米穀始て江戸へ廻る、今に江戸三分の二は奥州米(仙臺米)の由なり、其の頃金一兩にて七石四斗程なり。(同上三三頁) 其後諸國より廻米の増加と共に相對的減少を見てゐる。

(註三) 「獅山様(五代吉村)御代は、御買米高も格別多く、忠山様(六代宗村)御代迄御買米大略十萬石前後御家中有役爲登石七萬石以前、其後前金石四、五萬石も可有之か、左候へば大略二十萬石位宛は、江戸へ登候事に可有之(同上二二頁)。

買米制度の初期に於ては無利息前金を貸下げ、農事百般の使途に充用せしめ、收穫後貸付金に相當する時價の米を收納したのであるが、享保以後買米制度の強化が行はれ、領内産出の米は盡く藩廳に於て強制的價格を以て買占めることになり、更に寶曆七年以降は無利息前金の制も廢止せられた上、各郡各村に買米高を割付けた。(資金貸下げは文政年間復活)。然し藩財政の窮乏に加ふるに江戸廻米値段の下落等による買米の困難はそれを商人の手に委ねるに至り、寶曆末安部清右衛門なるものに買米資金を支出せしめ、同人をして買米せしむるに至つたのである。斯かる買占め制度は例へば南部藩に於ける大豆、麻、眞綿、鹽、魚油、油糟、鰯等にも同様に見られる所である。東北地方の商品貨幣經濟の農村侵蝕は、後に見る如く、先づ他藩商人の手によつて行はれ、特に大阪・近江商人の東北進出となつてあらはれてゐる。當時既に大阪乃至近江商人の大豆買占めは野邊地・八戸にまで進出しつゝあつたが、安永三年には藩は荒銅と共に大豆を野邊地より大阪へ送つてゐる。(註一) 又文政六年には鹽の一手買を行つ

てゐる。(註二)

(註一) 『青森縣史』卷四、八六五頁以下、特に八六七頁。

(註二)

一 御鹽子問屋吳服丁治兵衛、紺屋丁庄右衛門同丁庄兵衛へ被仰付候事

一 御城下頃直段一升三十七文宛御拂被成候事

一 御手賣被成候に付是迄鹽役請負被仰付置候分御國中取立方不殘御免被成候事

一 右御仕方に付紛敷無之様所持の有鹽銘々書上可申右有鹽の分御買上問屋へ御渡被成候事

一 問屋附に無之密々買致候もの無之様相互に遂吟味可申事但問屋より相調商賣の儀は御構不被成候事

(『南部史要』二八二頁) 文政八年廢止。

一手買は商品經濟の侵蝕によつて齎られた封建社會の矛盾の擴大に對して、崩壊せんとする封建的權力を支持する爲めであり、そこに御用商人との結託の必然性がおかれるが、其の他の他領出商品も、(他領より入るものも)皆城下町の問屋の手を経たのであつて、例へば仙臺藩では文政十一年より七ヶ年間、他領へ出る燈心蘭草を南町白木屋に、又天保六年閏七月には他領商人の領内へ持參する蠶種の販賣を國分町松田屋仁兵衛に任じてゐる。(註一)

一 燈心蘭草、他領出運上代壹ヶ年四拾貫文を以て、文政十一年より七ヶ年南町白木屋一手に被委任。

一 他領商人御領内へ蠶種持參賣買の商人より御役代被召上分、一ヶ年代六拾五文を以て天保五年より七ヶ年國分町松田屋仁兵衛へ被委任の事。

又紅花他領出には三ヶ所の問屋があり、五十集は四分問屋の設けがあつて、問屋は濱海の漁師より駄送する魚荷を

賣捌き、口錢として賣上錢の四分を得てゐた。(註二)

一 御取締御吟味に付紅花他領出の義、御城下井三迫金成柴田大河原右三ヶ所へ問屋被相立ひ間、右問屋始末を以他領出可致、尤御役代は壹駄貳貫文つづ問屋方へ被召上、...

(註一) 『仙臺藩租稅要略』前掲、一一〇、一三九頁

(註二) 同上、一四一頁、天保十一年五月、

七

これ等他領出の財貨に對してどんなものが領内へ齎らされたか、前節の輸出品に對應してその品目を挙げれば、仙臺藩に於ては、吳服太物、蠶種、墨表・吳蓆(南部より)、砂糖其他(註一)、八戸藩に於ける他領より入來諸色御定目は米、酒、茶、本綿、古手、新物、夜着布團、綿、蠟燭、紙、棧留、布物、晒蠟布類、吳服櫃、細物櫃、其の他海産物等であり、(註二) 秋田藩では土崎能代兩港及諸境國を通つて(衣料關係綿布、絹布)、古手類、繰綿、篠卷綿、(生産手段部門)鐵、鋏、銚、生蠟、馬白晒蠟、馬白蠟、藍玉、(消費資料部門)紙、小間物類、瀬戸物類、墨表、家具等、(食料關係)松前物、五十集物の海産物、鹽、砂糖、茶、素麵、苺、梅干、鯨、鯉節等が輸入せられた。これ等の中決定的重要性を持つてゐるものは衣料關係(特に消費資料としての)であり、(註三) 秋田藩輸入品を見ても衣料關係は總額の四五四%、そのうち消費資料としての衣類關係品は七一、六%を占めてゐる。

秋田藩輸入品價格(兩)

A 衣料關係		兩 港		諸境口		計	
消費 資料	木綿、白木綿	二二、八三〇		九六五		二四、七九五	%
	東北農村に於ける自然經濟の崩壊					一四五	(1111)

東北農村に於ける自然經濟の崩壊

	絹綿古手	10,065	4,032	14,097
	絹布	10,742	10,742	
	其他	4,603	378	4,981
生産手段部門	繰綿篠卷綿	14,500	7,120	21,620
計		52,998	23,236	76,234
B				45.4
生産手段部門	鐵・蠟・蓋等	—	—	9,320
消費資料	紙・小間物・瀬戸物・疊表・家具等	—	—	40,924
計		38,497	11,747	50,244
C 食料關係				29.9
松前物・五十集物		—	—	14,420
鹽		—	—	10,293
其他		—	—	7,154
計		28,678	3,179	31,857
D 不詳				18.96
計		120,273	47,762	169,935
				100.0

〔備考〕「秋田沿革史大成」四〇二頁以下、服部之總、天保度秋田藩貿易並びに産業」(歴史科學第三卷八號)七八頁。

〔註一〕「仙臺藩租稅要略」一四三頁以下。「仙臺市史」(仙臺市役所編纂)九一—二頁

〔註二〕「青森縣史」卷四、八五八—八六一頁、南部地方は一般に大豆・麥・稗・蕎麥等の比較的収益の少い作物が栽培せられてゐる。特に米は田名部地方で需要せられる。星川正甫遺稿「南部藩食貨志」弘化三年、(岩手縣郷土史料第一輯)、二頁。「田名部は津輕の米を合し……」

〔註三〕東北地方は氣候其の他の自然的條件から綿作は困難である。

以上によつて明らか如く、その輸入品の主要部分は農民大衆を対象とする衣料關係品であつた。當時は他領より出入する貨物は少數の直仕入を除いては(註一)普通一定の間屋を通じてのみ行はれたので、一般商賈はこれ等城下の間屋から貨物を仕入れたのである。例へば仙臺藩では天明元年四月次の如き規定を出して街道筋・本道・脇道共に一定の間場以外に於ては賣買は勿論、商人の住居をも禁止してゐる。(註二)

一近年在々町場の外村々所々へ爲見店を出し、或は振賣等を専らに致し者も相聞得、民の産業巨成者爲御用捨相免被致處、近頃本業を厭ひ遊行の者數多不届の事に、仍て此度御吟味の上左の通被相致、已來は百姓共農業一圖に相勵ひ様可仕事。

一在々本道脇道共に相定町場の外にて賣買は勿論、賣人住居仕儀、井間の宿又は村々にて振賣堅被停止、事、但本道脇道共宿間遠き處は、旅人の助に成り物計前々の通役相懸可令賣買、此場所の義は、御郡奉行手前にて遂吟味伺の上可被相殘、此事。

一町場の外所々より濁酒賣買の者粗相聞ひ處、農業怠惰を生じ自ら遊民も出、衆民の實、殊に貧民に益無之、間、已來堅可相禁、此事。

一 町場住居の賣人は町場に限り令賣買^ニ、村々へ振賣相出申間敷^ハ事。
一 町場外に住居の賣人只今迄仕入^ハ賣物は當閏五月廿九日迄に町場にて賣捌、右日限過^ハは、吃度賣買可^ニ相止^ニ若賣殘有^レ之は町場に住居の賣人へ賣渡可^レ申事。

但是迄賣人判紙請取役相懸^ハ分は、半減を以役相納可^レ申事。

一 御城下の賣人在々へ振賣に相越^ハ義勿論、在々へ出市日賣^ハ義は被^ニ停止^ニ事。

一 在々神社佛閣神事祭祀に限り、右場所へ御城下の賣人相越賣買仕^ハ義御免被^ニ成下^ニ事。

又津輕弘前藩に於ても寶曆四年正月農村商業を一切禁止してゐる。(註三)

「在方質屋酒屋之外、絹布木綿細物荒物其外一切之諸商賣共悉御制禁、亦殊之外賣酒屋相止め被^ニ仰付^ハ、此時迄板拂、飯詰、油川之商人の見世弘前ニ増る程の美麗の見世共ニ^ハ處、無商賣ニ相成不^レ殘仕舞申^ハ」

隣(註二) 例へば仙臺藩では文久三年、伊具郡角田町並互理町、刈田郡白石町三ヶ所にて吳服太物他所直仕入^ハを許可してゐる。

(註二) 「仙臺藩租稅要略」一二〇—一頁

(註三) 津輕年代記、尙南部藩の例として、紫波郡誌四〇五頁參看。

然しながら商品、貨幣經濟の發達に伴つて、農村商業を全く禁止することは不可能である。その結果は制限的許可の下に於てではあるが、農村商業を認めざるを得なかつた。(註一)

(註一) 仙臺藩、文久六年、

「在々にて恰おこし賣買仕候者は御役上納に不^レ及段被^ニ仰渡^ニ候事

一 町場の賣人共居懸りの外町へ市日賣買物持參相拂候義は、御免被^ニ成下^ニ候事

一 草履草鞋馬杵藁菓子之類其身居家にて賣買の義町場の外御免被^ニ成下^ニ旨一統被^ニ仰渡^ニ候事

(註一) 「仙臺藩租稅要略」一二〇頁

従つて農村に於て商品の販賣が許されたにしても極めて少數の品目に制限され、この少數の物資を除いては一定の「町場」を限つて販賣されたのである。従つて農村への商品貨幣經濟の侵蝕は當然「町場」を中心として押し進められて行つたので、その限りに於て我々は商品貨幣經濟の侵蝕度の地域的、並びに階級的濃淡を看却してはならない。「近年民間奢りのニ付、木綿合羽等御制禁有^レ之、…究民ハ御禁制無^レ之ハトモ、自ラ皆々蓑笠ヲ相用ト^ハ得下

モ、木綿合羽等ヲ着シ^ハ者ハ、中民以上繰合宜キ者計リ相用^ハ」(註一)

又南部領では下層農民の間には冬期綿の代りに苧槽が用ひられ、下閉伊郡では近年に至るまで衣料に麻布を用ひ木綿は「軟物」であつた。又岩手郡御明神村では麻と共に蓼藍を作り、自分で織つた布と共に毎年廻つて來る紺屋に染めさせて仕事着を拵へ、農作日雇ひも金で拂はずに米で拂はれてゐた。(註二)

(註一) 蘆東山上書、前掲四四三—四頁

(註二) 木村修三「舊南部領の莊園類似制度」ハ農業經濟研究第三卷第二號二頁。主に麻を着てゐたのは下閉伊郡大川村では明治十三年頃まで、普代村白井では明治二十二年頃まで、安家村江川では明治三十二年頃までだつたといふことである。

八

然しながら農産物商品化を著しく進展せしめた契機は開港並びに明治維新を通じて行はれた一聯の封建的拘束からの解放、特に明治四年九月の田畑勝手許可であつた。

(一) けれ共既に、特に、中期以降幕藩制下に於ける生産物地代收納基調に對する畑作・非稻作・石代納の線に沿つて、本田畑以外に於ける農業生産の分化、この過程に於ての農産物の商品化が行はれてゐる。これは一面間屋制

家内工業乃至はマニファクチュアと結びつき、その外業部的勞働を持つことによつて、新な、農民の生計維持的副業部面を構成し、(乃至は專業化)、その部面に於てのみ近代的生産部面に組み入る。

(二) 他國商品の進出による領内自然經濟の崩壊、特に一般的水準よりも低い東北地方では、商品化は他國の商業の發展せる段階に照應し、先づ他藩の商人によつて強要された。蘆東山はその上書中に次の如く述べてゐる。

「先年ヨリ他領商人罷越ゆ處、其内近年甚盛ニ高賣仕リ、頗ル民間ノ痛ミゆ者ハ、江州邊ヨリ罷越ゆ商人ドモニ御座ゆ、合樂小間物ト取合セ、木綿絹帛ノ類持參仕リ、手代等ノ者ニ數十人ニ相分ケ御領内在々大カタ不殘貸賣仕ゆ儀ニ相聞得申ゆ處、窮民商人モ翌年マデノカシ賣ヲ甘ジカリ調ヒ申ゆ……近年右ノ貸賣大ニ盛ニ相成、一ヶ所ニテモ十兩二十兩、或ハ四五兩ニ相至リゆ處モ有レ之、夥シク金高相カサミ、頗ル相痛ミ申コトニ御座ゆ」(註一) 即ち自國商品生産の未發達に對して、他國商品の侵蝕による自然經濟の崩壊が封建制中期以後の窮乏を一層深刻にし、それに伴ふ貨幣的欲求の増大が前記部面の發達を刺戟し、保護、獎勵を積極的にする。そしてそれは一面に於て自國の商品生産を促進すると共に、問屋制を通じて商品生産へ強制的に引入れることによつて幕末農村窮乏の一要因となつた。

(註一) 前掲「日本經濟大典」第十一卷四四六頁。

従つて以上の商品化は農民自身によつて、近代的資本制商品生産に照應してゐるものではない、唯商業資本の發展せる段階に照應し、それを通じてのみ行はれたのであり、従つてその過程は買占め資本、商業資本に隸屬の過程であつた。そして多くの場合農村地主は商業資本又は問屋制資本家であり、絲問屋、種問屋、絹問屋等を營むと共に、この問屋制を通じて高利貸付資本として作用した。(註一) 即ち地主は封建的權力と共に、商業・高利貸資本、

早期産業資本と結びつき、地主の資本家的面はこの意味に於てのみ認められる。殊にこれ等の商業・高利貸資本、早期産業資本は封建的農業を土壤とすることによつてのみ自生的發達をなしつつ、同時に、封建的農業を分解しつつあつたけれども商品・貨幣經濟の農村侵蝕による農村分解過程は決して我國農業を資本家的農業として發展せしめなかつた。我國農業が、封建制解體の過程に於て、たとへ徐々にはあるが資本制的部面を持つとすればそれは農業外部面との關聯に於てある。

(註一) 「在方一統困窮仕候内に、間には豪富のものも相見え候。是は如何にして富有に相成候そと申に、耕作計にて身上仕出し候にては無御座、多くは酒、油店商質屋等にて御座候。一向無商賣の者と皆金貸しを仕り、其利息を取て手前よく相成候にて御座候」(「勸農策」(日本經濟大典第三十二卷)六七五頁)其他。